平成22年度

健全化判断比率

を公表します。

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合 に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下、健全化法 といいます)が平成21年4月に全面施行されました。

これにより、すべての地方公共団体において4つの健全化判断比率及び資金不足比率を算 定し、公表することが義務付けられました。

平成22年度決算に基づく4つの健全化判断比率の算定結果

名寄市は、4つの指標いずれについても、早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

①実質赤字比率

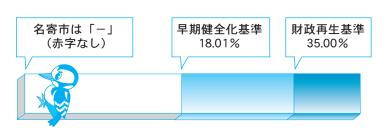
一般会計の赤字の程度を指標化 し、財政運営の深刻度を示す比率

家計で言いかえると、年収に占め る年間の赤字の割合を示したもの です。

▶名寄市は赤字がありません



▶名寄市は赤字がありません



②連結実質赤字比率

名寄市の全会計の赤字や黒字を合 算し、市としての赤字の程度を指 標化し、財政運営の深刻度を示す 比率です。

平成22年度決算に基づく資金不足比率の算定結果 (地方公営企業の経営の健全化に関する指標)

○「資金不足比率」とは?

資金不足比率とは各会計の事業の規模に応 じた資金の不足額の比率を言います。 平成22年度決算では右に掲げている各会計 とも資金不足額がないため、資金不足比率 はありません。(資金不足額がないため、 資金不足率は「一」と表示しています)

特別・企業会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	_
病院事業会計	_
簡易水道事業特別会計	_
公設地方卸売市場事業特別会計	_
食肉センター事業特別会計	_
下水道事業特別会計	_
個別排水処理施設整備事業特別会計	_

名寄市の健全化判断比率・資金不足比率について

名寄市の平成22年度決算における健全化判断比率および資金不足比率については、平成21年 度に引き続いていずれの指標も早期健全化基準を下回っており、堅実な財政運営に努めてきた 結果が反映されたものとなっています。

実質公債費比率については、前年度より1.5%下がって16.4%となりましたが、引き続き、歳 入・歳出の両面から見直しを進め、適正な公債費管理に努めてまいります。

将来負担比率については、34.1%下がって85.6%になりました。この比率が高い場合、大き な将来負担を抱えているということになり、財政運営上の問題が生じてくるので、事業を厳選 しながら、新たな起債(借金)を極力減らしていく必要があります。

今後も、過疎化や少子高齢化などの進行により、市税や地方交付税などの歳入の減少が予想 されますので、スピード感をもって行財政改革に取り組んでまいります。

(地方公共団体の財政の健全化に関する指標)

③実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額及びこ れに準じる額の大きさを指標化 し、資金繰りの危険度を示す3年 間の平均比率です。

家計で言いかえると、年収に占め る年間の借金返済額の割合を示し たものです。

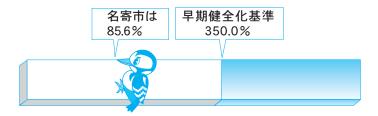
名寄市は16.4% (前回17.9%)でした。

今後もより一層、公債費の適正管理に努めてまいります。



名寄市は道内35市中24番目に位置しています(速報値)

名寄市は85.6%(前回119.7%) でした。今後もより 一層、財政健全化に取り組んでまいります。



名寄市は道内35市中9番目に位置しています(速報値)

4 将来負担比率

名寄市の普通会計の借入金(地方 債) や将来支払っていく可能性のあ る負担等を現時点での残高の程度で 指標化し、将来財政を圧迫する可能 性が高いかどうかを示す比率です。 家計で言いかえると、負債残高が年 収の何年分に相当するかを示した割 合です。

○早期健全化基準は黄色信号! 財政再生基準は赤信号!!!

それぞれの地方公共団体が公表する4つの指標の1つでも、財政健全化法で定める「早期健 全化基準」を超えると、財政の健全性が黄色信号としての「早期健全化団体」になり、さら に比率が悪化し「財政再生基準」を超えると、赤信号としての「財政再生団体」として財政 健全化法に基づく取り組みが義務付けられます。 具体的には、

- ■早期健全化団体…市議会の議決を経て、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力によ る財政健全化に取り組むことになります。
- ■財政再生団体…市議会の議決を経て、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再 生に取り組むことになります。